

士幌町集中改革プラン

(平成17年度～21年度)

平成18年2月

北海道士幌町

目 次

．集中改革プラン策定の趣旨等	1
1．社会的背景	1
2．集中改革プランの期間	1
3．公表	1
．集中改革プランの内容	2
1．事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2
2．民間委託等の推進	8
3．広域行政の推進	8
4．時代に即応した組織・機構の見直し	9
5．定員管理の適正化	10
6．手当の総点検をはじめとする給与の適正化	12
7．受益者負担の見直し	13
8．第三セクターの見直し	14
9．地方公営企業関係	14
10．その他の行財政改革事項	15
．経費節減等の財政効果	17
参考資料	20

．集中改革プラン策定の趣旨等

1．社会的背景

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体は各々の地域にふさわしい持続可能な行政サービスを提供できる分権型社会システムに転換していく必要があり、これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における住民組織やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多面的な仕組みを整えていくことが求められている。

このような状況下、地方公共団体は、新たな視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが重要な課題である。

総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「指針」という。)を示し、地方公共団体に人口減少時代の到来などの社会経済情勢の変化に一層適切に対応した行政改革の積極的な推進をこれまで以上に求めており、地方公共団体に、この指針を踏まえた新たな行政改革大綱の策定、または、従来の行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定を求めている。

本町では、平成14年12月に第1期行政改革推進大綱(平成15年度～17年度)、平成17年11月に第2期行政改革推進大綱(平成18年度～20年度)を策定し、総務省の指針を待つまでもなく、自立可能な行財政運営システムの構築に町民・職員一丸となって取り組んでいるところである。

2．集中改革プランの期間

この集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの本町の行財政改革事項について、具体的な取り組みをわかりやすく明示するものである。



3．公表

この集中改革プランは、ホームページ等でその内容を公表する。

．集中改革プランの内容

1．事務・事業の再編・整理、廃止・統合

既存の事業や事務について、社会情勢の住民を取り巻く状況の変化を充分見極め、その事業などの必要性を十分検討したうえで、廃止・統合等の見直しを含めて「選択と重点化」を行います。更には、個々の内容や実施方法についても見直しを図る。

また、新規事業については、「最小の経費で最大の効果」の視点から予算化を行う。

(1) 事務事業の見直し

項目	事業の概要	改革の方向
名誉町民年金	年額300千円、2人	廃止・H18～
職員研修費助成金	役場共和会の職員研修に助成	廃止・H17～ 職員厚生・ボランティア事業に200千円以内の助成に変更
永年勤続職員表彰	記念品35年・30年・20年、退職者記念品	縮小・H17～ 退職時のみの記念品
地区行政推進委員長報償費	13地区、年額15,000円	統合・H17～ 地区公民館推進委員長報償費に統合
駐在員報償費	広報・役場だより等配布 年額 均等割12,000円、戸数割900円/戸	統合・H17～ パートナーシップ事業に統合
自治活動助成金	駐在区再編のモデル地区として西上地区に対する助成	統合・H17～ パートナーシップ事業に統合
まちづくり町民のつどい	町功労者表彰、文化スポーツ表彰、記念講演	廃止・H18～ 記念講演は廃止し、表彰は別日程で開催
4大まつり	高原まつり、7000人のまつり、収穫祭、雪ん子まつり	4大まつりあり方検討会で検討 7000人のまつり、収穫祭に集約する
しほろ自然環境に親しむ会負担金	負担金	縮小・H18～20 30%
東京土幌会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
札幌土幌会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
都市交流推進委員会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
浄化槽設置事業助成金	浄化槽設置助成金 9人槽まで30万円、14人槽まで45万円、19人槽まで60万円、20人槽以上75万円	廃止・H20～
浄化槽設置資金利子補給金	貸付金額100万円を上限とし、貸付金利1.5%を超える分を町が負担	廃止・H20～

項目	事業の概要	改革の方向
住宅環境整備奨励事業補助金	5戸以上がまとまって、住宅環境整備を行った場合、対象事業費の2/3かつ1戸あたり3万円を上限として補助	廃止・H20～
商店街環境美化モデル事業助成金	助成金50万円	廃止・H20～
町道除雪		H17～3次路線(生活路線)の見直し 農村部3次路線の各地域組織への委託
道路愛護組合活動助成金	18組合、助成金	廃止・H17～
敬老祝い金	75歳15,000円、77歳20,000円、80歳25,000円、88歳30,000円、90歳35,000円、99歳50,000円、100歳100,000円	縮小・H20～ 77歳、88歳、100歳を対象(額は同じ)
敬老会	敬老祝い金の支給、金婚夫婦の表彰、卒寿の表彰、懇親会	縮小・H18～ 金婚夫婦の祝いは廃止
在宅福祉サービス委託料(配食サービス)	65歳以上の独居高齢者、75歳以上の高齢夫婦世帯、心身障害者世帯等で調理に支障がある者に給食を配食週4回を限度(1日1食)1食600円(内自己負担300円)	廃止・H18～ 新たに調理サービスの実施を検討
高齢者介護用品扶助	在宅介護用品を交付券で扶助支給 扶助内容:紙おむつ・尿とりパット 1種類 4,800円/月 2種類 6,300円/月 を限度とする	縮小・H18～所得制限導入(非課税世帯) 要介護度3から
福祉バスの運行		H18～20現状維持 H21～廃止 民間バスの利用助成に変更
心身障害者福祉協会士幌分会事業助成金	助成金	縮小・H18 10%
遺族会事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
手をつなぐ親の会事業助成金	助成金	縮小・H18 10%
社会福祉協議会事業補助金	補助金	縮小・H18 10%
老人クラブ連合会事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30% ただし道補助基準額を下回らない範囲とする
高齢者生きがい事業団事業助成金	助成金	縮小・H18 10%
社会福祉法人運営費補助金	補助金	段階的に縮小しH21～施設償還費分
年少者用補助乗用装置購入助成金	町内業者より購入した場合1万円を上限として補助	廃止・H18～
介護保険サービス利用者負担軽減措置事業助成金	道補助制度 ホームヘルプサービスを利用する場合は利用者負担の負担割合を軽減	廃止・H17～

項目	事業の概要	改革の方向
老人医療費助成	68歳、69歳の方を対象に医療費の助成(老人保健と同じ1～2割自己負担)	廃止・H21.7末～
老人医療給付特別対策事業	道補助制度 65歳から69歳までの、所得が一定以下のひとり暮らしの老人の方等を対象に医療費の助成(老人保健と同じ1～2割自己負担)	廃止・H20～
各種検診	日帰り人間ドック、脳ドック、にこにこ検診、肺ガン結核検診、子宮ガン検診、乳ガン検診、骨粗鬆症検診	住民負担の見直し H17～自己負担3/10
健康づくり各種教室・家庭訪問	健康づくりと生活習慣病予防のための健康講座、講演会、個別健康教室、家庭訪問	H18～健康づくり推進員は廃止
訪問看護事業		H18～国保病院で実施
害虫駆除事業	スズメバチ等の駆除	一部受益者負担
ゴミ処理	ゴミ収集・運搬・処理	H17.10～有料化
交通安全推進委員会交付金	交付金	縮小・H17 10%
交通安全クラブ活動助成金	助成金	廃止・H17～
防犯協会助成金	助成金	縮小・H17 10%
衛生組合助成金	助成金	廃止・H17～
納税表彰	納期内完納者・組合の表彰 10年、20年、30年、40年	縮小・H18～個人20年、30年、40年、50年表彰とし、組合表彰は廃止
納税貯蓄組合連合会助成金	助成金	廃止・H18～
納期内完納納税貯蓄組合報賞金	報賞金	廃止・H18～
アメリカ駐在員	報償費	廃止・H18～
農業後継者結婚推進委員会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
農畜産物自由化等対策実行委員会負担金	負担金	縮小・H18～20 30%
農民民主組織運営活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
地力増進組合運営費助成金	助成金	廃止・H17～
アグリ研究グループ活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30% しほろアグリサミット助成金と統合
しほろアグリサミット助成金	助成金	縮小・H18～20 30% アグリ研究グループ活動助成金と統合
青空市開催事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
小麦品質向上奨励事業助成金	助成金	廃止・H18～

項目	事業の概要	改革の方向
飼料作物委託栽培奨励事業助成金	助成金	廃止・H17～
農薬空袋処理事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30% H21～制度の見直し検討
農業廃棄物処理事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30% H21～制度の見直し検討
地域資源循環システム研究会活動助成金	助成金	廃止・H20～
乳牛検定事業活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
酪農振興協議会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
肉牛振興会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
馬事振興会活動助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
畜産品評会事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
酪農経営負債整理資金利子補給事業補助金	補助金	廃止・H18～
農用馬保全地力対策事業助成金	助成金	廃止・H17～
肉牛振興会特別研修事業助成金	助成金	廃止・H17～
大家畜経営維持特別対策利子補給補助金	補助金	廃止・H18～
簡易家畜ふん尿施設シート助成金	助成金	廃止・H19～
季節労働者冬期就労対策事業	道路側溝、明渠排水路、河川等の環境整備（立木伐採等） 賃金日額 7,000円	縮小（対象年齢72才まで（H17） 65才まで（H19）の段階的引下げ）
花いっぱい運動花ハウス	花ハウスの管理運営	廃止・H19～
勤労者会館の管理	勤労者会館の電気・水道・下水道料	H17～労働関係団体自らの維持管理に移行
土幌地区連合運営助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
土幌消費者協会助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
商工会活動助成金	助成金	縮小・H18 10%
商店街協同組合助成金	助成金	縮小・H18 10%
体験型観光振興事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
土幌町観光協会負担金	負担金	縮小・H18 10%
ホテル飼育事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
土幌地区連合海外研修助成金	助成金	廃止・H18～
有給休暇制度普及奨励事業助成金	助成金	廃止・H17～
勤労者福祉共済制度加入奨励金	奨励金	廃止・H18～

項目	事業の概要	改革の方向
退職金共済制度加入奨励金	奨励金	縮小・制度の見直し
商工関係者研修助成金	助成金	縮小・H18～海外研修廃止
工場誘致奨励金	奨励金	現行制度はH17末で廃止 H18～新制度（雇用拡大の場合のみとする）
民有林振興事業助成金	森林組合助成金	縮小・H18～20 廃止・H21～
猟友会助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
民有林間伐事業助成金	助成金	廃止・H17～
北の森づくり緊急対策事業補助金	助成金	廃止・H17～
門松カード		廃止・H18～
総合学習助成金	助成金	縮小・H18 10%
各地区公民館の管理		H20までに住民・地域が維持管理する実施方法について検討（一部モデル地区）H21～実施
連合青年団助成金	助成金	縮小・H18 10%
女性連助成金	助成金	縮小・H18 10%
単位女性会助成金	助成金	廃止・H18～（女性連助成金に統）
連合PTA助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
文化協会助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
高原太鼓育成助成金	助成金	縮小・H18 10%
土幌ソーラン踊り実行委員会助成金	助成金	廃止・H17～
平和運動推進事業助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
青少年健全育成協議会助成金	助成金	縮小・H18 10%
家庭教育学級活動助成金	助成金	廃止・H18～生涯学習へ移行
供花紙	新生活運動 1枚1,000円	H18～現行と同額で民間委託
温水プール利用助成	音更町温水プール利用80%助成(自己負担20%)	自己負担率H18=30%、 H19=40%、H20=50%
体育連盟助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
スポーツフェスタ出場助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
土幌高校振興会助成金	助成金	縮小・H18～20 30%
専攻科視察研修助成金	助成金	縮小・1人当たり助成額をH18～20 30%

(2) その他

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
普通建設事業費の抑制	普通建設事業費のうち町発注の町道、農道関係事業費 平成17年度4億7,200万円と比較して 平成18年度90% 平成19年度72% 平成20年度50%程度に抑制	実施				
団体運営補助金等の見直し	平成21年度以降の団体運営補助金等のあり方について検討委員会を組織し、0ベースで新たな基準づくりを行う。		検討			実施
農業関係基金事業の見直し	農業関係基金利息の活用のあり方について検討を行う。		検討	実施		
事務管理経費の削減	平成17年7月から運用している「土幌町環境マネジメントシステム」により、光熱費の削減に努める。 電気使用量 16年度比 6% 燃料使用量 16年度比 2%		実施			
	複写機使用の削減、電子メールの活用、大量発送先の同封化、ハガキ・定型封筒使用の励行など事務経費の削減を図る。	継続				
	グループウェアによる公用車管理の継続による台数の削減と、更新においては低燃費・低公害車への切り替えを進める。	継続				
庁内LANの活用	グループウェアの活用による、情報の共有化、連携体制の確立とともに、電子メールの活用による庁内・庁外のペーパーレス化を推進する。	継続				
施設管理委託業務の見直し	既存委託業務内容の見直しにより経常経費の節減を図る	継続				

2．民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

これまで、ごみの収集業務や町有バス及び給食調理（病院・学校給食の一部）の民間委託を実施してきたが、更なる行政運営の効率化を図るため、公正性や行政サービスの質の低下を招かないなどに配慮し、指定管理者制度の導入と一層の民間委託推進の検討を図る。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
町有バス運行业務	民間委託路線の拡大（5路線 7路線・全路線）	実施	継続			
給食業務	給食調理員業務の民間委託	検討			実施	
特産物販売施設（ピア21しほろ）	指定管理者制度の導入	検討	実施			
学習体験の里	指定管理者制度の導入	検討	実施			
下居辺交流施設（しほろ温泉）	指定管理者制度の導入	検討	実施			

3．広域行政の推進

従来の手法による事務経費の節減には限界がある。更なる経費の節減を図るため、あらゆる分野の事務の共同処理を推進する。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
広域行政の推進	十勝全市町村で構成する「十勝圏広域連携検討会」による、消防事務、介護保険、国保事業、税滞納整理の検討に加え、あらゆる分野での事務の共同処理について近隣自治体と実施に向けた検討を行う。	実施	継続			
情報（電算）システム包括的共同アウトソーシング	管内複数町村による情報（電算）システムの共同利用及び民間委託 共同利用に必要な電算機器、ソフト、設備のすべてを民間のデータセンターに任せる。共同電算システムの運用・管理もデータセンターが行う。	検討	移行準備	実施		

4 . 時代に即応した組織・機構の見直し

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい現状にあり行政組織・機構の簡素合理化が必須となっている反面、地方分権化によって新たな行政課題と多様な住民要望に即応した組織機能の充実が求められていることに加え、道州制、支庁制度改革に伴う事務・権限の移譲に対応できる効率的かつ機能的な組織・機構を構築する。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
組織・機構の見直し	グループ制の導入により業務運営を柔軟に行い、業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用を図る。 課の再編 平成18年度 2課統合 平成19年度 1課統合 グループ制（横断的連携体制）の導入	検討 試行	実施 実施	実施		
国保病院の民営化の検討	民営化（総合病院の系列）への移行について検討。	検討				未定
特別養護老人ホームの民営化の検討	民営化への移行について検討。	検討				未定
土幌高校特別専攻科のあり方検討	恒常的な定員割れと町内ニーズが減少している中で、平成19年度までの動向をふまえて、平成20年度までに抜本的なあり方について検討し、方向を示す。	検討				未定
土幌高校実習農場の縮小	実習農場の縮小による経費節減を図る。	検討		実施		
小学校適正規模、適正配置の検討	少子化による児童の減少に伴い、教育環境の充実と教育効果の向上を期すため、適正な規模での配置計画の検討を図る。	検討				未定
保育所、幼稚園の検討	幼保（幼稚園・保育所）一元化による、子育て機能の向上と効率的な運営を図る。 へき地保育所のあり方の検討及び再編	検討 検討		実施		実施
審議会等の組織及び委員の見直し	各種審議会等は、設置目的、活動状況等を把握し、審議会等のあり方及び委員定数の見直しなどを図り一層の活性化を推進する。	検討	実施			
外郭団体事務の自主化の促進	各課で実施している各団体事務については、個々団体での自主運営を図るため各団体の育成化を図り、事務の軽減化に努める。	継続				

5 . 定員管理の適正化

(1) 定員モデルとの比較

定員モデルは、地方公共団体の職員数と最も関連が深いと考えられる人口や世帯数、面積、事業所数などの行政需要に関する指標を基礎として総務省が算定したもので、定員管理の適正化を推進するための参考指標の一つとして活用されている。

平成16年4月1日を基準とした第8次定員モデルと土幌町の一般行政部門の職員数を比較すると、平成17年度は全体で9名の減となっている。なお、平成12年度から定員モデルと職員数を比較すると下記のように推移している。

定員モデルと職員数の比較・推移【定員管理調査より】 一般行政職員数 (単位：人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
定員モデル	140		153		108	
対象者	159	158	157	143	106	99
差	19	18	4	10	2	9

16年度より介護サービス事業を公営企業等に移行した。

(2) 定員適正化計画の基本方針

本町の職員数は、事務事業の民間委託や一部事務組合による共同処理、OA化の推進などによって抑制しているので、管内の自治体や全国の類似団体と比較しても少なく、適正であると考えている。

しかしながら、今日の厳しい行財政状況においては、町民サービスやまちづくりのための財源を確保するために、職員数をさらに削減し人件費を抑制する必要がある。今後は、職員（一般行政部門）1人あたりが概ね町民80人にサービスを提供することを目標に適正化を図る。

なお、職員の年齢構成は、大量に採用した団塊の世代とその影響による著しいひずみが見られることから、中長期的な見地による職員の採用計画が必要である。

なお、市町村合併等、職員の任用を取り巻く環境が大きく変化した場合は、定員適正化計画の見直しを随時行うものとする。

資料

(単位：人)

人口	モデル職員数	一般行政職数	人口 / 職員数
6,926	108	99	70.0

人口は住民基本台帳（平成17年3月31日現在）

(3) 適正化の推進方法

定員適正化の推進方法は、定数が決まっている業務職を除き平成18～20年度の3年間において一般行政職は、退職者不補充により職員数の削減を図るものとし、平成21年度以降は、退職者3人に1人の割合で補充する。ただし、退職者数が著しく増減する年度においては、平準化を図って採用するものとする。

年度別職員数

部門	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間計
一般行政	退職		2	1	2	5	2	
	採用		0	0	0	1	1	
	差		2	1	2	4	1	10
	職員数	102(3)	100	99	97	93	92	
特別行政 (教育)	退職		1	0	0	0	1	
	採用		1	0	0	0	0	
	差		0	0	0	0	1	1
	職員数	63(7)	63	63	63	63	62	
公営企業等	退職		1	1	1	1	0	
	採用		1	1	1	1	0	
	差		0	0	0	0	0	0
	職員数	124(29)	124	124	124	124	124	
合 計	退職		4	2	3	6	3	
	採用		2	1	1	2	1	
	差		2	1	2	4	2	11
	職員数	289(39)	287	286	284	280	278	
	純減割合		0.69%	0.35%	0.69%	1.38%	0.69%	3.81%

注) 各年度4月1日現在職員数、教育長・準職員含む ()は準職員数

平成18年度以降の退職・採用数は定年退職を前提としたものであり、年度内に普通退職があった場合には適宜対応するものとする

土幌高校教員は、退職・採用対象から除く

公営企業等は、上下水道、国保、介護保険、介護サービス、病院事業、農業共済事業会計職員

6. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(1) 給与表の運用

平成17年人事院勧告された、給与構造の改革内容をふまえ、その運用の適正化を図る。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
基本給の独自削減	平成17年度から2カ年 基本給 5%	実施		未定		
高齢層職員の昇給停止	55歳昇給停止	実施				
退職時特別昇給	廃止	実施				
期末・勤勉手当役職加算	役職加算の廃止 三役・議会議員職員は地域給の導入に合わせて検討	検討 検討	実施			
給与構造の改革	地域給の導入	検討		実施		

(2) 特殊勤務手当等

国家公務員支給内容との比較検討を行い、各種手当の見直しなど適正化に努める。

手当区分		支給内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特殊業務手当	特養介護員	月額24,000円	月額22,800円	月額16,500円	月額12,400円	月額8,300円	未定
	特養看護師	給与月額の100分の8	給与月額の100分の6	給与月額の100分の4	給与月額の100分の2	廃止	
	特養生活指導員	給与月額の100分の4	給与月額の100分の2	廃止			
	在宅介護支援センター介護福祉士	給与月額の100分の4	給与月額の100分の2	廃止			
夜間看護業務手当		7,700円/回	7,700円/回	6,800円/回			
特勤勤務手当 2級地(通勤)		給与月額の100分の4	給与月額の100分の2	廃止			

7. 受益者負担の見直し

使用料・手数料など住民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、負担の適正化を図る。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
税・使用料収納率向上対策	町税、使用料等の滞納については公平負担の原則に基づき、町税・使用料等収能率向上対策推進会議機能の一層の充実とともに全職員が連携し対応を図る。 滞納整理：各課連携により滞納処理を実施 督促訪問、納入相談：夜間督促訪問、納入相談の実施	継続				
使用料、手数料、受益者負担の見直し	住民負担の公平性の確保及び受益者負担の観点から改訂後年数を経ているものは、見直しを実施し適正化を図る 各種使用料の改訂 ・国民健康保険税の改訂 ・学童保育使用料の改定 ・下水道使用料の改定 ・へき地保育所保育料の改定 社会教育関係団体の施設使用料免除の見直し	実施 検討 検討 検討 検討	実施	実施	実施	

注) 水道使用料は平成16年度に改定

8 . 第三セクターの見直し

第三セクターは、それぞれの時代の要請に応じて設立され、町の行政施策と連携しながら、大きな役割を果たしてきたところであり、経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、その設立趣旨や役割、運営状況等に照らして、今後の存在意義を再検討し、町の関与のあり方等について見直しを図る。

また、独立した法人としての経営責任を明確化した上で、経営改善を推進し、効率的で健全な経営体制の確立に努めるとともに、評価・監査機能の充実や経営状況等の情報公開に努める。

出資・出えん法人名	設立年度	出資比率	運営施設等
士幌町物産振興公社	平成元年4月	70%	ピア21しほろ、士幌高原ロジヌブカ
ベリオール	平成13年5月	50%	しほろ温泉プラザ緑風

9 . 地方公営企業関係

本町では、地方公営企業として国民健康病院事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業を特別会計として実施しているが、特別会計の独立採算の原則に基づき一層の経営改善を行い、一般会計からの繰出金の縮減を図る。

定員管理及び手当の総点検をはじめとする給与の適正化については、10頁から12頁に記載済

10. その他の行財政改革事項

(1) 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進

政策形成能力、創造的能力を有する意欲にあふれた人材を育成するため、職場研修及び専門的研修並びに民間研修を行うとともに、幅広い見識を養うため、道・他市町村との人事交流を進める。

また、職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、町民と協働でまちづくりを行おうとする職場風土の熟成に努めるため、平成14年度に策定した「職員行動指針」の周知徹底を図る。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
人材育成に向けた職員能力開発の推進	<p>分権時代に求められる職員政策形成能力、対人能力、業務遂行能力の向上のため、各種研修の拡充、人事政策のあり方など、多角的な視点から取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の拡充 ・定期的な研修の創設 ・専門研修の拡充 ・現業研修の実施 ・民間研修の実施 ・人事交流の拡充 ・計画的な人事配置 <p>職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、町民と協働でまちづくりを行おうとする職場風土の熟成に努めるため意識改革の助長を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針の徹底 	継続				

(2) 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上

町民と行政が信頼関係を結び、お互いを理解し、協働していくための基礎となるものが情報の共有です。協働によるまちづくりの推進を図るため、行政が置かれている現状と課題を常時、住民に知らせる資料の提供、情報公開の推進に向けて文書管理の整備を図るとあわせ、行政情報ネットワークシステム、ホームページの一層の充実を図る。

また、公正で、かつ、透明性の高い行政運営を推進し、施策決定への説明責任を十分に果たし、信頼性の高い町政を確立する。

社会経済情勢の変化に適切に対応し、安心・安全質の高い行政サービスを提供

するため、手続きの簡素化や利便性の向上など町民の視点に立った行政サービスの確立に努る。

項目	計画内容	実施年度				
		17	18	19	20	21
行政手続き条例の周知	町民により一層の周知、事務の適正な執行により、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利権益の保護を推進する。	継続				
情報公開及び情報提供等の推進	情報公開条例の適正な運用を図り、公正で開かれた町政の推進に努めるとともに、インターネット等様々な情報通信手段を活用しながら、幅広い情報を積極的に提供を図る。	継続				
文書管理システムの構築	文書の発生から保存、廃棄までにかかるシステムを構築し必要に応じ各種文書が即時利用が図れる体系を確立し、事務の効率化、執務環境の整備を図るとともに、町民との情報共有化へむけた体制整備を図る。	検討	試行	実施		
ホームページの充実	情報媒体としてのホームページの重要性は増しており、町ホームページの一層の充実を図り、各種行政情報をリアルタイムで提供する。	実施				
入札制度の改善	入札契約適正化法及び適正化指針に基づき、公共工事における公平性と透明性の向上を図り、適正な競争促進を図る。 予定価格事前公表制度の継続	継続				
休館日の見直し	町民が利用しやすい施設の運営を前提に、休館日の見直しを図る。 ・総合研修センター 月曜日 火曜日 ・したしみ図書館 火曜日を除く 祝日の開館 ・コミセン 休館日の廃止	検討	実施			

・経費節減等の財政効果

「 集中改革プランの内容」を実施した場合の財政的効果額を算出すると、次のとおりとなる。

(単位:千円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
1. 事務・事業の再編・整理、統合・廃止						
事務事業の見直し	15,287	44,163	50,145	67,455	80,502	257,552
普通建設事業費の抑制		49,000	132,000	234,000	234,000	649,000
施設管理委託業務の見直し	9,809	12,209	14,609	17,009	17,009	70,645
2. 民間委託の推進						
町有バス運行業務	16,334	16,334	16,334	16,334	16,334	81,670
給食業務	1,400	1,400	1,400	4,600	4,600	13,400
4. 時代に即応した組織機構の見直し						
土幌高校実習農場の見直し			10,000	20,000	20,000	50,000
保育所・幼稚園の検討				10,000	20,000	30,000
5. 定員管理の適正化						
職員定数の削減	127,065	160,065	171,065	193,065	226,065	877,325
6. 給与の適正化						
基本給の独自削減	93,017	93,017	93,017	93,017	93,017	465,085
期末・勤勉手当役職加算の廃止		2,100	2,100	2,100	2,100	8,400
特殊勤務手当等の見直し	1,200	3,400	4,900	6,300	6,300	22,100
7. 受益者負担の見直し						
国民健康保険税	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
学童保育保育料		713	713	713	1,316	3,455
下水道使用料			15,000	15,000	15,000	45,000
へき地保育所保育料				5,000	5,000	10,000
9. 地方公営企業関係						
国保病院事業会計	6,000	31,000	58,000	85,000	111,000	291,000
計	280,112	423,401	579,283	779,593	862,243	2,924,632

16年度を基準とした財政効果額である。

前ページの財政的効果額を反映させて財政推計を行うと次の通りとなる。

< 推計の設定条件 >

一定の条件の基で推計をした。その為、経済動向や地方交付税制度や国の三位一体改革などの社会情勢の変化によって変わるものである。広域連携については、現段階で具体的な内容がないため、加味していない。今後、十勝全体及び近隣町村との連携について協議がされるが、その内容によって変わる事となる。

全体

人口は(財)統計情報研究開発センター「市町村将来推計人口」(平成14年1月発行)を使用する。
 基本数値は平成16年度地方財政状況調査表(決算統計)の数値を基本とした。
 歳入からは、繰入金・繰越金を除く(ただし、特別会計からの繰り入れ分については含むものとする)
 歳出からは、積立金を除く
 (大部分の推計数値は前年度数値を基に作成しているため、特殊要因を除くため。たとえば、繰入金は歳入不足を補うためのものであり、それが後年度も同じで推移する事はあり得ないため。) H17～H32までの推計とする。
 一般会計分についての推計とした。特別会計については繰り出し金や補助金等を含む。
 職員数は、国保、老人、介護、簡水、下水道、農業共済、国保病院事業、介護サービス事業(特老)各特別会計及び保健福祉課の訪問看護、居宅介護担当を除いた人数。
 基金残高は、基金総額から特定目的基金を除いた残高。(財政調整基金+減債基金+備荒資金)
 H17シミュレーション関係 人件費 H17.4.1現在人数で調整、5%減見込む。補助費 16決算消防施設整備負担分を建設事業費へ移行。維持補修費 砂利購入分16年度決算の2割分のみ17以降で見込む。国保繰入金17以降、17予算をベースに16・6議会議決改正分1千万円をマイナス。

〔歳入〕

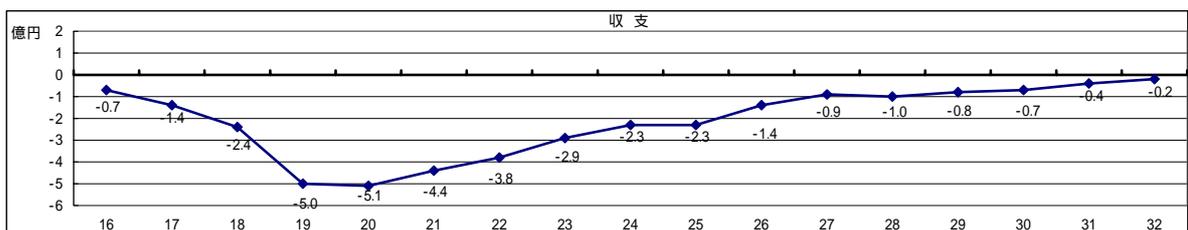
項目	説明	設定概要
地方税	町民税や固定資産税などです	町民税の増減要因は人口であるため1人当たりの税額を算出し、各年の推計人口に乘じる。その他の税については平成16年度と同額で推移とした。
地方交付税	国に集められた国税の一部を、地方公共団体の自主性を損わずに、各地方公共団体の収入を均衡し、必要な収入の確保を保障することにより、等しい行政サービスができるよう、人口や面積などを要素として一定のルールに基づいて各地方公共団体に再配分して交付されるお金です	平成17年の交付税額(特交を含む)を31億円、平成18年度を27億円に想定。平成19年度については25億円とし、平成20年度以降各1億円を減額。最終額を23億円とし、この基準額から過疎債及び辺地債の算入額分を減額。なお、国営シクニ事業の償還に係る辺地債分を平成25年度以降見込んだ。
その他一般税源	地方譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などです	平成16年度と同額で推移
国道支出金	特定の事業に対する、国や北海道からの補助金などです	普通建設事業に係る補助金については、平成21年度までは現在予定されている事業に応じた額とし、平成22年度以降は各年の普通建設事業費に平成16年度の実質補助率の平均値0.214を乗じた額とする。 扶助費に対する補助金については、平成17年度以降、高齢者等の1人当たりの額を各年の高齢者等の人口に乘じた額とする。 その他の補助金は平成16年度と同額で推移
地方債	施設を建設する際などに、その資金を調達するため、国や金融機関などから借りるお金で、返済が1年を超えるものです	普通建設事業に係るものについては、平成32年度までの普通建設事業費の財源区分に応じた額で推移させた。また、臨時財政対策債については平成18年度を平成17年度の2分の1、平成19年度以降削除とした。その他は平成16年度額とした。
その他歳入	分担金・負担金、請収入、使用料などです	平成16年度決算額を基準に建設事業特財、特別会計負担分、ごみ有料化経費、保育料増加分をそれぞれ想定年度に増額とした。

〔歳出〕

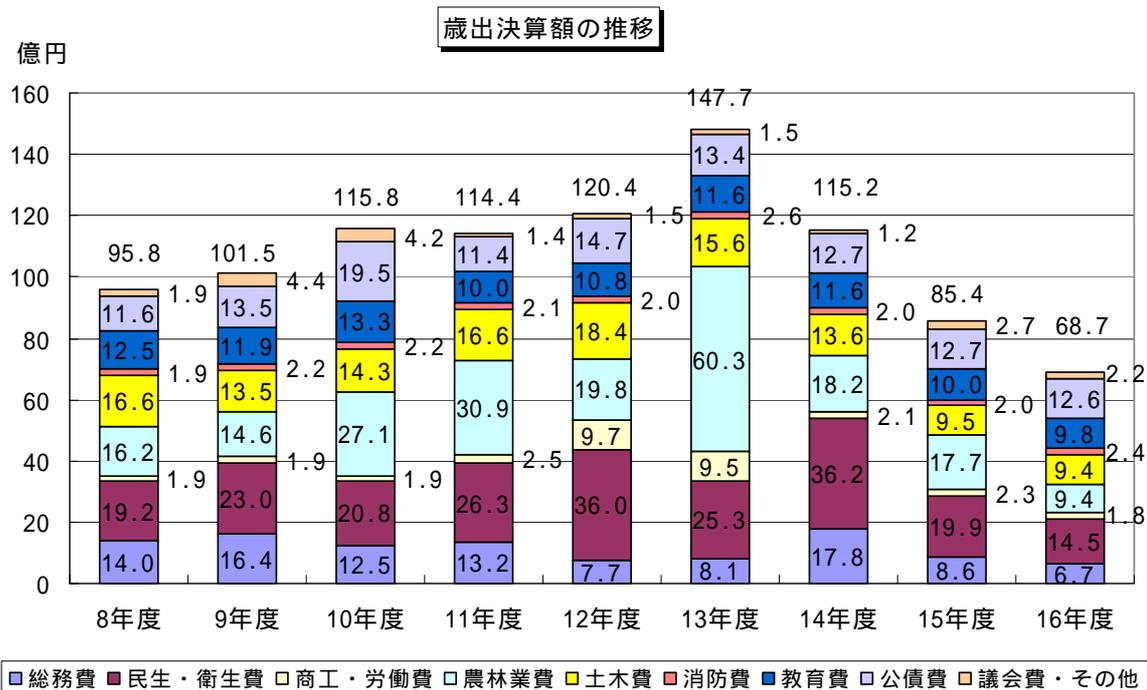
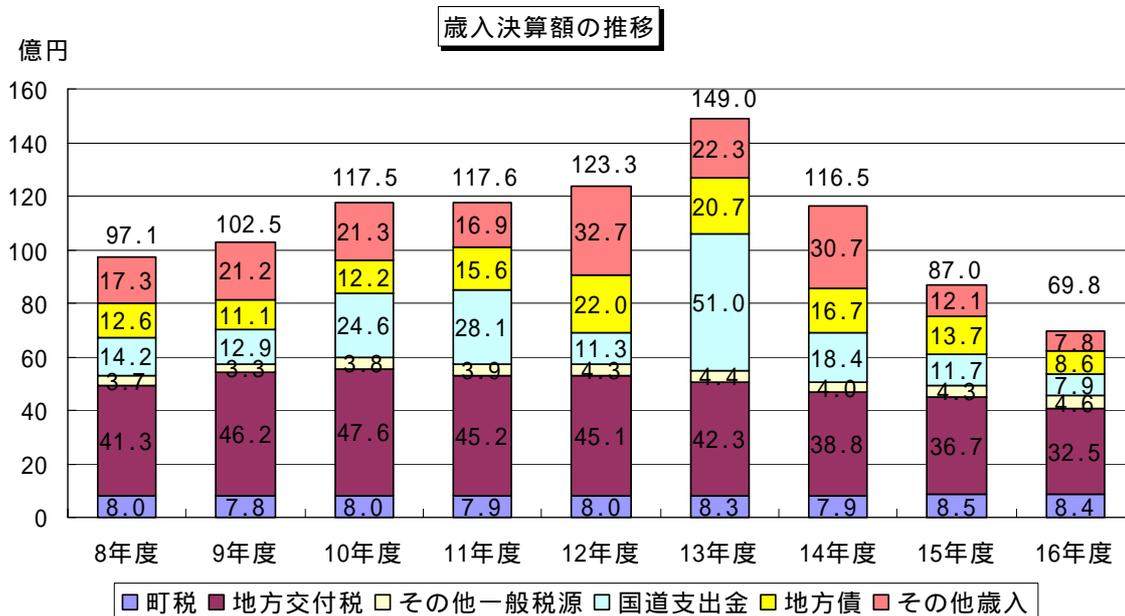
項目	説明	設定概要
人件費	給料、期末・勤動手当(ボーナス)、退職金などです	一般職 建設事業に含まれている人件費はこの人件費に戻し、退職者の補充は平成20年度までなし。平成21年度以降3分の1とした。定期昇給率は給与実態調査表から1.8%で推移し、ベースアップは見込まない。退職者1人当たりの人件費を1,100万円減額。新規採用者については360万円加算とした。(職員数・平成16年度170名・平成27年度以降140名)平成17年度及び平成18年度4%減、平成19年度以降5%減で推移。 特別職 特別職については平成17年度改定分により推移。議員数については平成17年度以降13名とした。 その他の委員 平成16年度と同額で推移。
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法律に基づいて、対象者に対して支払う経費や市町村が独自で行っている各種施策に基づいて支払われる経費です。	平成16年度の決算額を高齢者等人口で割り返した1人当たりの額を各年の高齢者等の人口に乘じた額とする。
公債費	借りた借金(地方債や一時借入金)の元金及び利子の返済額の合計額です	平成16年度までの地方債の償還計画と新規地方債の償還額の合計値とする。(償還期間15年内2年据置、利率1.4%)
物件費	委託料、需要費、役務費、賃金、旅費、備品購入費などです	職員減員分のうち保育士に係る6名及び一般職員補充分(6名・退職18名の3分の1)を加算。スクールバス及び学校給食委託分を追加。平成18年度以降前年比0.5%加算。
維持補修費	各市町村が管理する施設を保全・維持するための施設の修理などに要する経費です	平成17年度数字を基本に平成18年から平成20年までを前年比2%加算。以降3年ごとに1%ずつ加算率プラス。(最終平成30年から32年前年比6%プラス)
補助費	各種団体や個人に対する補助金や負担金、交付金のほか、寄付金や保険料などです	平成16年度額を基本に行政改革による団体補助等分を減額
普通建設事業費	施設の建設、増築に必要となる経費です	平成21年度までは、現在予定している建設事業費で推移。以降、平成26年度518百万円を下限に段階的に削減。
その他の歳出	災害復旧事業費、失業対策事業費、投資及び出資金、貸付金、繰入金などです	平成16年度決算額を基準に第2期行政改革による削減内容を加味。

(単位:百万円)

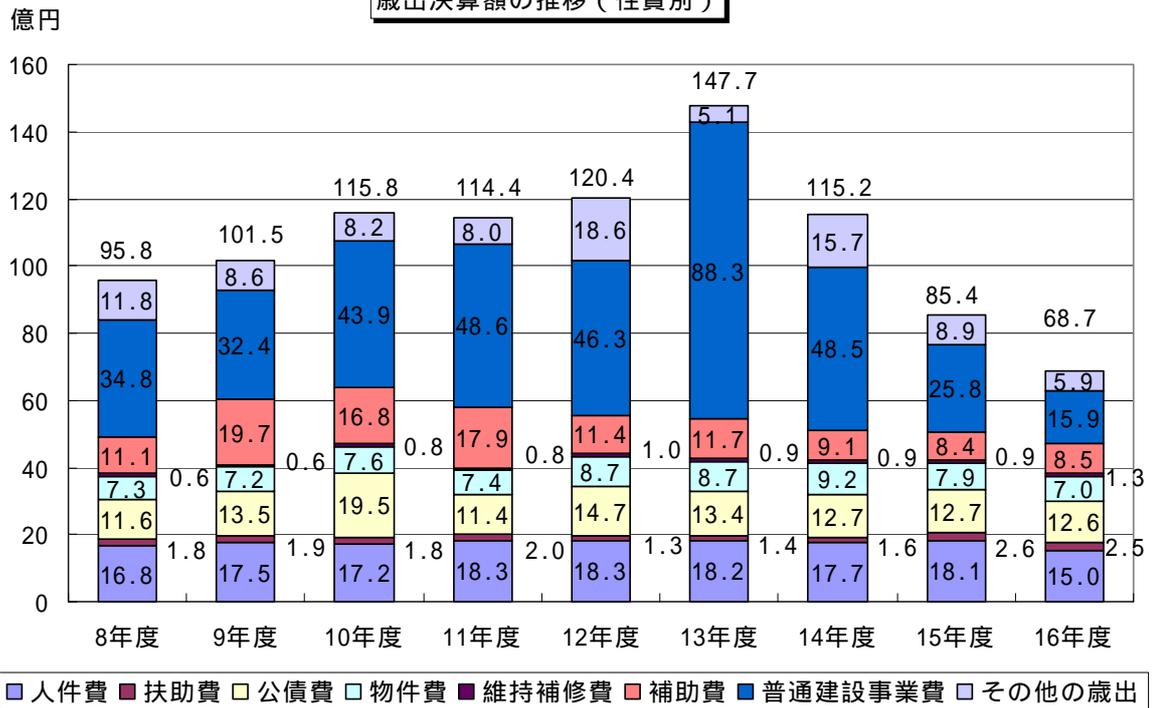
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
歳入	市町村税	840	837	834	831	828	824	821	818	814	811	807	804	800	796	793	789	785	
	地方交付税	3,255	3,100	2,761	2,551	2,453	2,314	2,270	2,179	2,096	2,049	1,989	1,958	1,952	1,949	1,949	1,949		
	その他一般税源	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457	
	国・道支出金	789	776	685	685	634	653	590	581	573	564	555	556	557	558	559	560	561	
	地方債	769	773	526	349	329	243	228	215	202	189	176	176	176	176	176	176	176	
	その他歳入	538	563	608	648	635	659	692	682	672	662	652	652	652	652	652	652	652	652
計	6,647	6,505	5,871	5,520	5,336	5,151	5,058	4,932	4,814	4,732	4,637	4,602	4,594	4,588	4,585	4,583	4,580		
歳出	人件費	1,573	1,466	1,454	1,452	1,450	1,424	1,422	1,395	1,385	1,386	1,340	1,312	1,307	1,281	1,284	1,250	1,245	
	扶助費	251	250	248	246	245	243	241	242	242	243	243	243	245	247	248	250	252	
	公債費	1,140	1,117	1,240	1,263	1,230	1,186	1,093	954	824	785	682	608	601	589	561	540	509	
	物件費	695	698	704	706	712	718	724	730	736	740	746	755	759	763	766	775	782	
	維持補修費	130	96	98	100	102	105	108	111	116	120	125	131	138	145	153	163	172	
	補助費	815	816	807	803	796	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782
	普通建設事業費	1,506	1,600	998	928	844	725	684	642	601	559	518	518	518	518	518	518	518	
	その他歳出	602	604	559	521	463	404	384	364	354	344	344	344	344	344	344	344	344	
	計	6,713	6,647	6,108	6,019	5,841	5,587	5,438	5,220	5,040	4,959	4,781	4,694	4,694	4,668	4,657	4,622	4,604	
収支	66	142	237	499	505	435	380	288	226	228	144	91	101	80	71	39	24		
基金残高	4,132	3,990	3,753	3,254	2,749	2,313	1,933	1,645	1,419	1,191	1,047	956	856	775	704	665	641		
地方債残高	10,134	9,959	9,404	8,636	7,867	7,043	6,287	5,645	5,113	4,603	4,178	3,823	3,473	3,133	2,819	2,526	2,262		



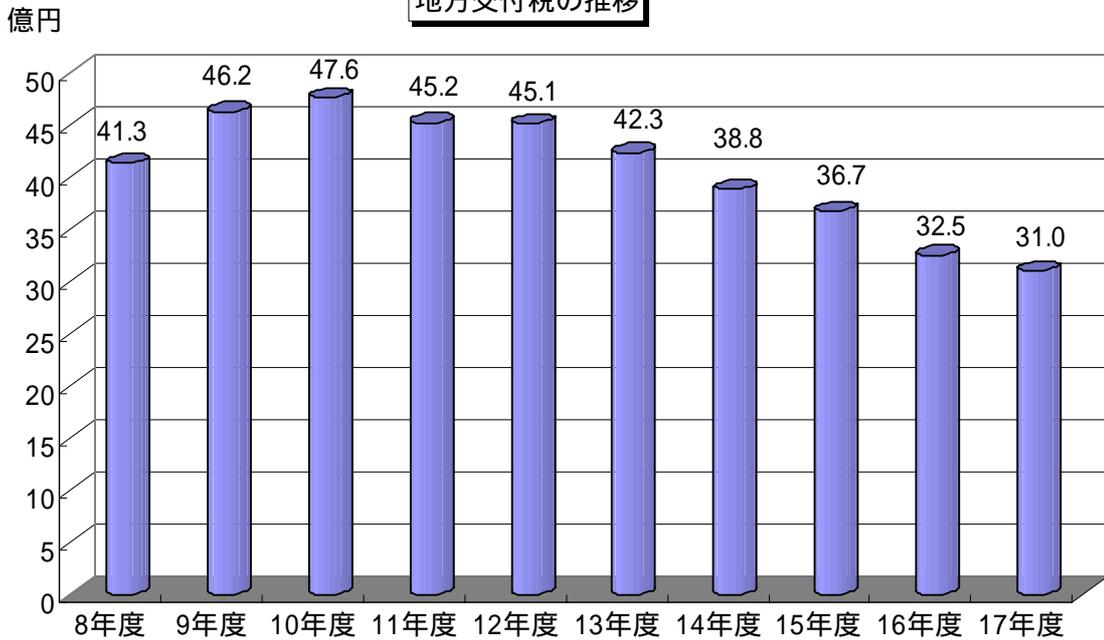
< 参考資料 > 土幌町の財政状況



歳出決算額の推移（性質別）

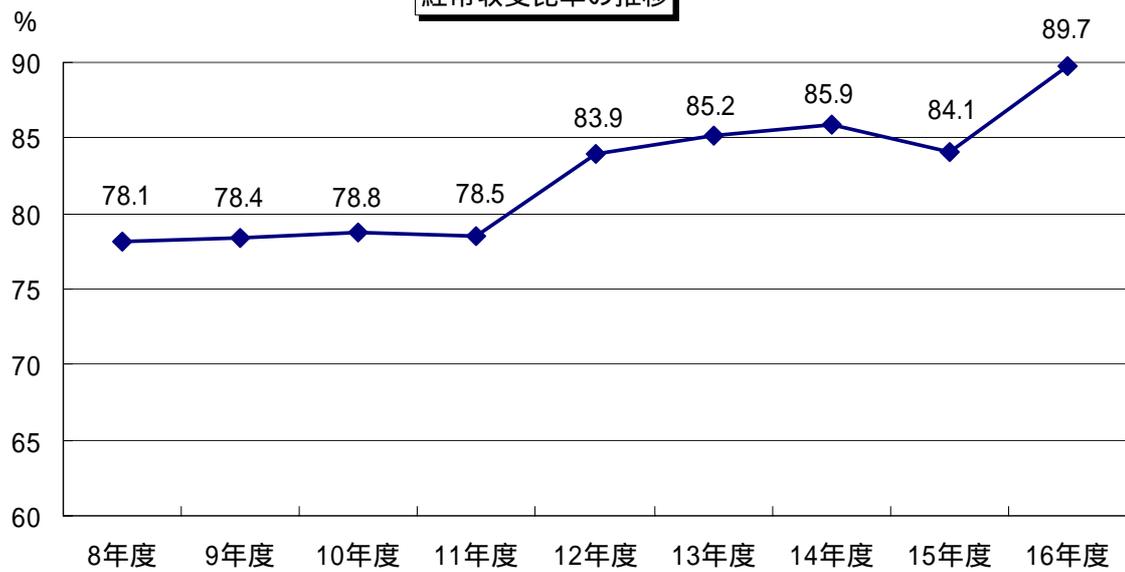


地方交付税の推移



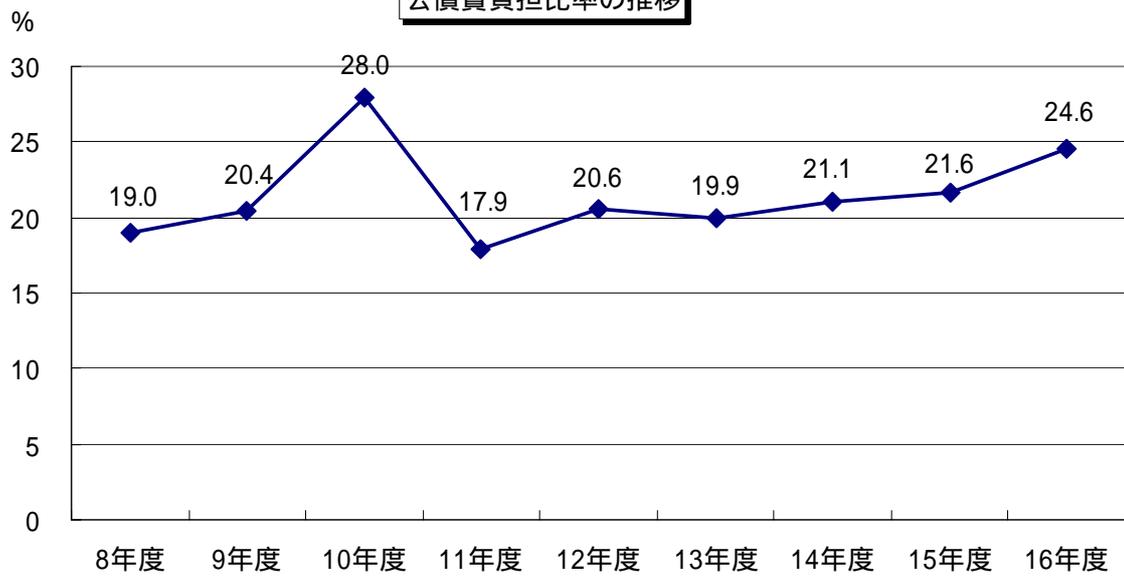
注) 平成17年度は見込額

経常収支比率の推移



経常収支比率	<p>財政の弾力性（ゆとり）をあらわす指標で、町税・地方交付税などの経常的な一般財源（毎年連続して入ってくるお金のうち、用途が特定されず自由に使えるお金）に対する、人件費・扶助費・公債費などの義務的な経常経費（毎年連続して固定的に支出されるお金）の割合。この割合が低いほど、財政的にゆとりがあり、状況の変化に柔軟に対応できることを示します。</p> <p>（経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額）× 100（%）</p> <p>一般に 75%以下.....安全ゾーン 76～84%.....要注意ゾーン 85%以上.....危険ゾーン</p>
--------	--

公債費負担比率の推移



公債費負担比率	<p>地方債（町の借金）の元利償還金（＝公債費）に使われた一般財源の、一般財源総額（財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。町税、地方交付税など）に対する割合をいいます。</p> <p>一般に 15～19%.....警戒ゾーン 20%以上.....危険ゾーン</p>
---------	--